

情報最前線

西条市スポーツ表彰にふさわしい方をご推薦ください

9月6日(日)開催の市民総合体育大会開会式で、スポーツの振興に努めた方々や大会で優秀な成績を収めた方々の表彰を行います。

表彰の対象としてふさわしい方がいましたら、スポーツ健康課へご連絡ください。

■表彰の種類

- スポーツ振興功労賞
- スポーツ優秀指導者賞
- スポーツ最優秀賞
- スポーツ優秀賞
- 市民スポーツ賞

■表彰の対象者

- 市内に居住する方
- 市内に拠点を置くスポーツ団体
- 市内にある学校または事業所に在籍する方

■表彰の対象期間

平成20年7月1日～平成21年6月30日

■表彰の推薦者

(財)西条市体育協会各種目団体、その他スポーツ関係団体

■推薦期限 7月3日(金)

■問合せ

市庁舎別館スポーツ健康課
TEL 0897-521-1255

教科書を展示します

市内の小・中学校で使用している教科書を展示します。会場内のアンケート用紙で皆さんのご意見をお聞かせください。

■展示期間

6月19日(金)～7月8日(水)

■展示会場

○こどもの国(月曜日休館)
○丹原総合支所(土・日曜日休み)

■問合せ

市庁舎別館学校教育課 学務係
TEL 0897-521-1252

6月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

6月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

平成元年3月3日～同年6月2日に生まれた方および平成20年12月2日～平成21年3月1日に転入の届出をした方で、平成21年6月1日現在において、平成21年3月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

6月3日(水)～7日(日) 8時30分～17時

■縦覧場所・問合せ

市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局
TEL 0897-521-1263

犬を飼うには

飼い主のマナーが大切です

道路や公園、他人の敷地などで犬のフンが放置され、フン害の苦情が多く寄せられています。一部の心ない飼い主が街の環境を悪化させ、たくさんの人に不快な思いや迷惑をかけています。

フン害は飼い主のマナー・モラルの問題で、飼い主の責任です。犬のフンは飼い主が責任を持って必ず片付けて、持ち帰りましょう。



保育料が決定しました

平成21年度の保育料を左表のとおり決定しました。保育料決定にあたっては、保護者負担の軽減を図るため次の措置を行い、県内他市と比べて低額な保育料となっています。

■保育料の軽減措置

○保育料の一部を市が負担
国の定める保護者徴収金の一部を市が負担(平成20年度は児童1人当たり年額6万9784円。県内平均は年額4万4645円)としています。

■第2子半額制度

○第2子半額制度
1世帯で2人の児童が保育所または幼稚園に入所・入園し、年齢の低い児童が保育所に入所している場合、年齢の低い児童の保育料を半額としています。

○第3子以降無料制度

1世帯で3人以上の児童が保育所または幼稚園に入所・入園している場合、保育所に入所している3人目以降の保育料を無料としています。

■問合せ

市庁舎別館女性児童福祉課 保育児童係
TEL 0897-521-1337

■平成21年度 保育料一覧表 ()内は半額徴収

階層	定 義	保 育 料 月額 単位:円		
		3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児
A	生活保護世帯など	0	0	0
B	市民税非課税世帯	5,400 (2,700)	4,500 (2,250)	4,500 (2,250)
C1	市民税均等割世帯	14,800 (7,400)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)
C2	市民税所得割世帯	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)	13,000 (6,500)
D1	所得税課税額 19,000円未満	21,800 (10,900)	18,200 (9,100)	18,200 (9,100)
D2	所得税課税額 19,000円以上 29,000円未満	25,000 (12,500)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)
D3	所得税課税額 29,000円以上 40,000円未満	27,000 (13,500)	23,200 (11,600)	23,200 (11,600)
D4	所得税課税額 40,000円以上 63,000円未満	33,000 (16,500)	27,800 (13,900)	26,000 (13,000)
D5	所得税課税額 63,000円以上103,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)
D6	所得税課税額 103,000円以上179,000円未満	43,500 (21,750)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)
D7	所得税課税額 179,000円以上413,000円未満	48,000 (24,000)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)
D8	所得税課税額 413,000円以上	50,000 (25,000)	35,000 (17,500)	30,000 (15,000)

※母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層と認定された場合は保育料が無料となり、C階層と認定された場合は1,000円減額されます。